

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第39号） 新旧対照表

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第39号）		備考
現 行	改正（案）	
<p>(職員の基準)</p> <p>第5条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 施設長 1</p> <p>(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 介護職員 次に掲げる数</p> <p>ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上</p> <p>ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えた数</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5) 事務員 1以上</p> <p>(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。</p> <p>10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でな</p>	<p>(職員の基準)</p> <p>第5条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 施設長 1</p> <p>(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 介護職員 次に掲げる数</p> <p>ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項の規定に相当する市町村の条例の規定における指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上</p> <p>ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えた数</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5) 事務員 1以上</p> <p>(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。</p> <p>9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。</p> <p>10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でな</p>	

るのは「附則第34項において準用する条例第7条」と、第3条中「第9条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第9条第2項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第33条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第33条第3項」と、第6条第1項中「第12条第3項の規定により同条第1項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第12条第3項の規定により条例附則第34項において準用する条例第12条第1項」と、同条第2項中「第12条第3項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第12条第3項」と、第7条中「第13条」とあるのは「附則第34項において準用する条例第13条」と、

第10条中「第26条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第26条第2項」と、第11条中「第33条第1項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第33条第1項」と、第12条中「第34条第1項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第34条第1項」と読み替えるものとする。

るのは「附則第34項において準用する条例第7条」と、第3条中「第9条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第9条第2項」と、同条第4号中「第31条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第31条第2項」と、同条第5号中「第33条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第33条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第33条第3項」と、第6条第1項中「第12条第3項の規定により同条第1項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第12条第3項の規定により条例附則第34項において準用する条例第12条第1項」と、同条第2項中「第12条第3項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第12条第3項」と、第7条中「第13条」とあるのは「附則第34項において準用する条例第13条」と、第8条の2中「第17条第5項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第17条第5項」と、第10条中「第26条第2項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第26条第2項」と、第11条中「第33条第1項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第33条第1項」と、第12条中「第34条第1項」とあるのは「附則第34項において準用する条例第34条第1項」と読み替えるものとする。